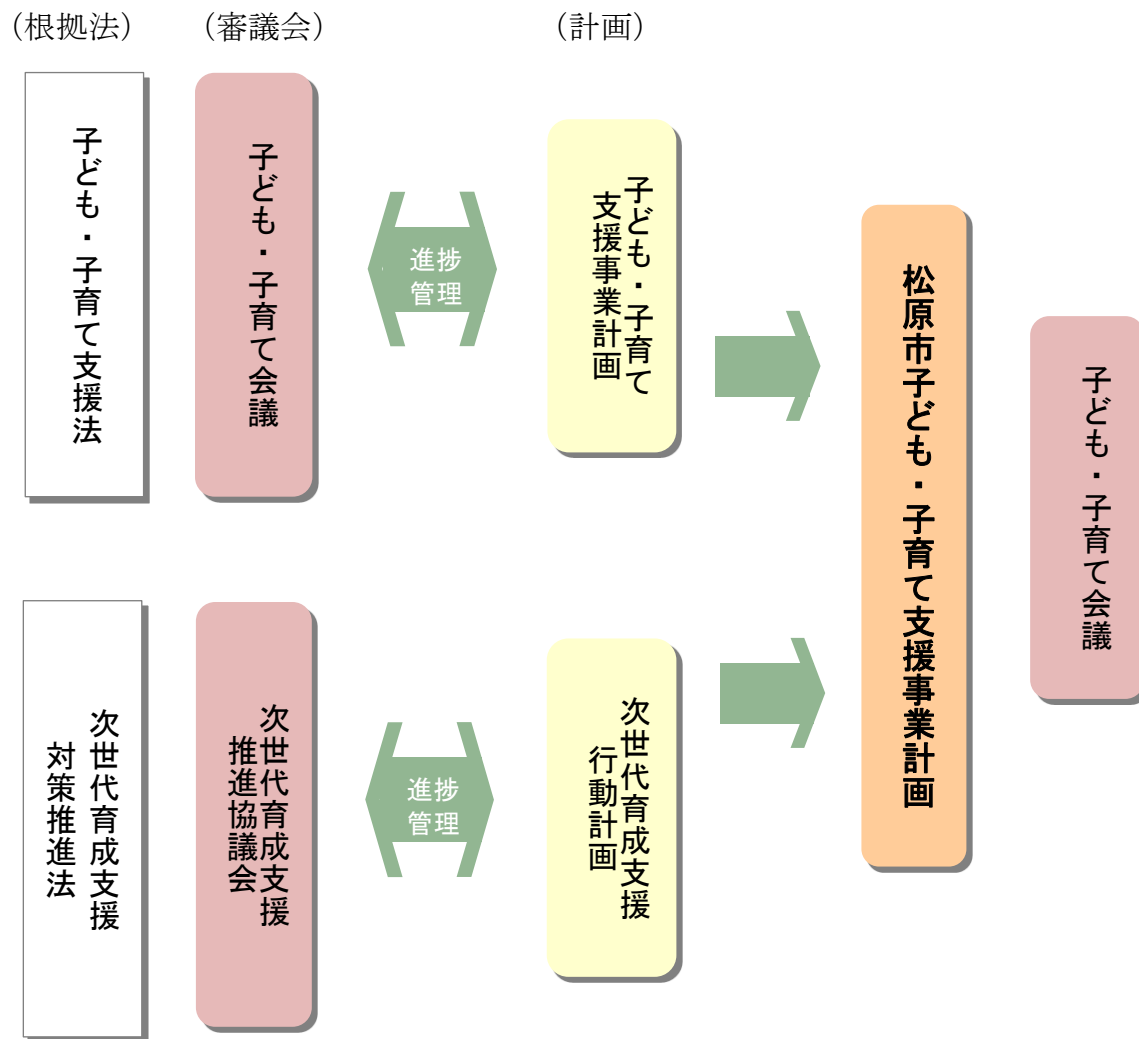


子ども・子育て会議の機能の追加について



(機能を追加した理由)

松原市次世代育成支援行動計画が平成27年3月で終了し、それに代わる松原市子ども・子育て支援事業計画が平成27年4月より開始します。次世代育成支援行動計画は、子ども・子育て支援事業計画に吸収され1つの計画となります。そこで、子ども・子育て支援事業計画の策定、変更等の事務を行う子ども・子育て会議において、次世代育成支援行動計画の進捗管理も行っていくものです。

松原市子ども・子育て会議条例の一新旧対照表

改正後	現行
<p>○松原市子ども・子育て会議条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号の事務を処理し、及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関する事項について審議するため、合議制の機関として、松原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)</p> <p>(2) 事業主を代表する者</p> <p>(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</p> <p>(5) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者</p> <p>(6) 市職員</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>○松原市子ども・子育て会議条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、合議制の機関として、松原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)</p> <p>(2) 事業主を代表する者</p> <p>(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</p> <p>(5) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者</p> <p>(6) 市職員</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

改正後	現行
<p>2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。</p> <p>4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (施行の細目)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。</p> <p>4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (施行の細目)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>